

障がいのある人への差別をなくしましょう

— みんなで支え合い、誰もが暮らしやすいまちのために —

◆障害者差別解消法について知っていますか

私たちの住むまちには、子ども、お年寄り、外国人、障がいのある人などさまざまな人がいます。誰もが同じように学び働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人が社会参加するには、利用しにくい施設や制度、偏見などさまざまな障壁があります。

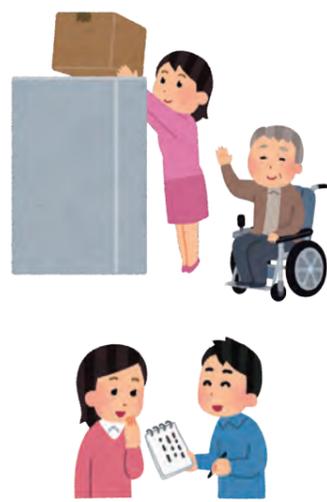
「障害者差別解消法」は、障がいを理由とする差別をなくし、個人を尊重しあう「共生社会」の実現のために定められました。同法では、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供について定めています。

◆不当な差別的取扱いの禁止とは

- 【具体例】
- ・車いすを利用していることを理由に、飲食店への入店を断る。
 - ・障がいがあることを理由に、アパートやマンションの入居を断る。
 - ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける。

◆合理的配慮の提供とは

- 【具体例】
- ・車いすを利用する人に、高い所に陳列された商品を取って渡す。
 - ・視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。
 - ・聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で情報を伝える。



■ポイント

安全の確保が難しい場合や、事業者に過重な負担がかかる場合には、差別には当たらない場合があります。障がい者からの申し入れを断る場合には、その理由をきちんと説明し、別の方法を探すなどの対応が求められます。

◆市の現状と取り組み

市では、令和6年度から策定する「第4次障がい者計画」の基礎資料とするため、令和4年度に、市民の皆さんの障がい福祉に関する意識や障がい者の実態把握と意向を伺うアンケート調査を実施しました。

調査のうち、障がい者570人から得た回答を見ると、およそ10人に1人がこれまで差別や虐待を受けたことがあることが分かっています（問1）。また、障がいのある人に対する市民の理解について、理解があると感じている人よりも理解がないと感じている人の方が多い結果になっています（問2）。

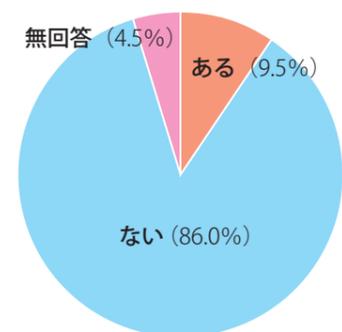
市では、研修の実施や障害者週間を活用し、障がいのある人への理解増進や啓発のための活動に取り組んでいます。今年1月には、NPO法人静岡県補助犬支援センターの川口綾さんを招き、県立榛原高等学校で補助犬の啓発活動を通して、障がい者福祉への理解を深めました。



川口さんと補助犬による講話

市の障がい者へのアンケート調査結果

【問1】生活している中で、差別や虐待を受けたことはありますか



「ゆずりあい駐車場」など歩行が困難な方のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しないようにしましょう。



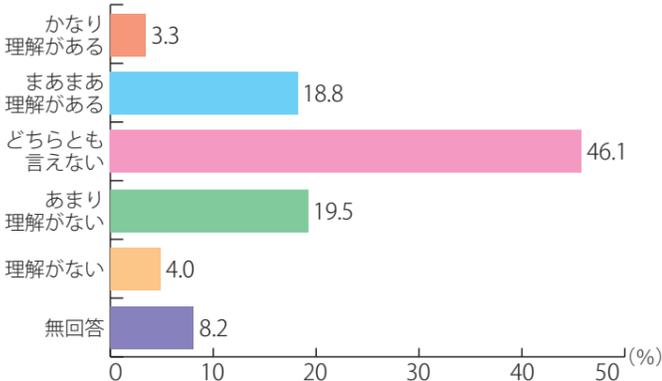
視覚障がいのある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう。

◆皆さんもできることから始めてみませんか

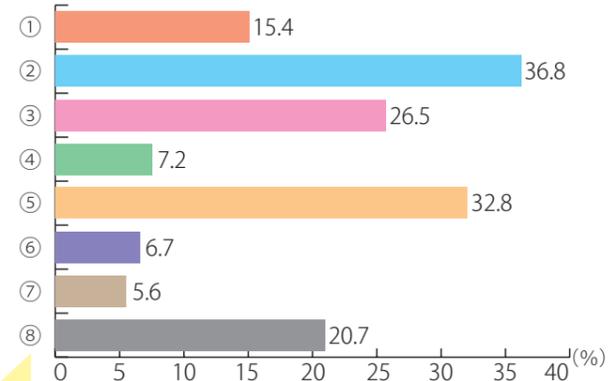
豊かな共生社会を実現するために、みんなが助け合うことは大切なことです。次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

同法についてもっと知りたい人や研修を受けたい人は、社会福祉課までご相談ください。

【問2】障がいのある人に対する市民の理解についてどのように感じていますか



【問3】障がいのある人に対する理解が進むためには、どのような活動が重要だと思いますか



①障害者差別解消法等の研修会の実施、②福祉教育の充実、③障がいのある人との交流機会の充実、④障害者週間の充実・啓発、⑤広報紙・ふくしだよりなどを通じた広報の充実、⑥老朽化施設の取り壊し、⑦当事者活動の発信、⑧その他、⑨無回答

障がいを理由とする差別で困ったときには相談窓口にご相談ください

- ▶ 牧之原市社会福祉課 障害者支援係 ☎②0072
- ▶ 生活支援センターやまばと ☎②0223
- ▶ 相談室こころ ☎②5529
- ▶ 静岡県障害者差別解消相談窓口 ☎054(252) 9800
- ▶ 生活支援センターつばさ ☎③2610

■「障害者差別解消法」行政機関および民間事業者の義務について

	不当な差別的取扱い (障がいを理由にサービスを拒否したり、制限したりすること)	障がいのある人への合理的配慮 (障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで壁となるものを取り除くこと)
行政機関 (国や市区町村など)	禁止	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者 (会社・店舗など)	不当な差別的取扱いを禁止します	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません (令和6年4月から義務化)



毎年12月3日から12月9日までは障害者週間

市では昨年、障害者週間にあわせて各庁舎で特別支援学校の生徒の美術作品を展示しました。今年も11月下旬から12月中旬に各庁舎にて障がいに関する展示を行います。ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ 社会福祉課 佐藤彩水 ☎(23) 0072